

平成29年2月2日
総務省富山行政評価事務所

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視 ＜改善意見の通知に対する回答（2回目のフォローアップ）＞

総務省富山行政評価事務所（所長：竹内優礼）では、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況、輸送の安全確保対策の実施状況を調査し、平成28年3月30日に北陸信越運輸局富山運輸支局に対して改善意見の通知を行いました。^注

このたび、1月11日に、当事務所が行った通知に対する改善措置状況について、富山運輸支局から回答を受け（2回目のフォローアップ）、その概要を取りまとめましたので公表します。

注 富山行政評価事務所ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama/toyama_07.html）参照。

〔本件照会先〕

総務省富山行政評価事務所

評価監視官 村山 明

電話：076-432-6347（直）

1 地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況

○ 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組みの適切な運用

主な調査結果

- 交通会議や運営協議会の設置を公表していない(1/3市町)
- 交通会議や運営協議会を公開していない(3/3市町)
- 運営協議会の構成員として、同協議会の区域内で現に有償運送を行っている者を選任していない(2/3市町)

改善意見

富山運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずること

- ① 交通会議及び運営協議会の設置に係る公表並びにこれらの会議及び議事録が公開・公表されていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドライン並びに運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公表・公開するよう助言
- ② 運営協議会の構成員が施行規則に基づき適切に選任されるよう、運営協議会を主宰する市に対して助言
- ③ 市町の交通会議担当者、運営協議会担当者等に対し、交通会議、運営協議会の場等を利用して、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインの内容の周知

回答（要旨）

地域公共交通会議及び運営協議会にかかる公表・公開並びに構成員の選任については、富山市を除く県内の会議等を主宰する市町村長あてに、通知文を発出し、交通会議ガイドライン及び運営協議会ガイドラインに沿った運営を行うよう助言した。

また、会議等が開催される際には、市町村の担当者等に対し、各ガイドラインの内容を伝えるとともに、会議等の公開及び構成員についての確認を行い、会議等が公開されない場合は、議事概要を公開するよう助言を行っている。

回答（2回目）（要旨）

地域公共交通会議及び運営協議会が開催される際になどに助言を行っている。

富山行政評価事務所の調査において指摘のあった事案について、必要な措置が講じられたことを確認。

2 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の実施状況

○ 地域住民の交通手段の安全確保対策への取組

主な調査結果

- 自家用有償旅客運送者は、運転者の健康状態を確認しておらず、また、運行開始前に乗務しようとする運転者に対し、安全な運転をすることができないおそれの有無の確認を未実施(1/5運送者等)
- 自家用自動車の右側面にのみ標章が表示されている車両や両側面に標章が表示されていない車両が存在(2/5運送者等)
- 報告期限を超過して輸送実績報告書を提出(平成26年度)(15/22運送者等)
- 輸送実績報告書で報告すべき交通事故を正確に認識しておらず、未報告の交通事故が存在(3/5運送者等)

改善意見

富山運輸支局は、運送者等に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置などを講ずること

- ① 運転者の健康状態の確認や運転者に対する安全な運転のための確認を適切に行っていない運送者等に対し、当該確認を実施するよう指導すること
- ② 運送者等に対し、自家用自動車における標章の表示及び車内の掲示に係る法令等の規定の周知徹底を図ること
- ③ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない運送者等に対し、当該報告書の提出期限を遵守するよう指導すること
- ④ 運送者等に対し、輸送実績報告書で報告することとされている交通事故の定義等について、関係法令を文書で示すとともに、報告対象となる交通事故の当該報告書への記載を確実にを行うよう指導すること

回答(要旨)

自家用有償旅客運送者の輸送の安全確保については、県内の自家用有償旅客運送者(富山市内の者を除く)に対し、通知文を発出し、法令で定める輸送の安全確保措置の徹底を行った。

また、富山行政評価事務所の調査において指摘があった事案については、個別に改善の指導及び確認を行っている。

回答(2回目)(要旨)

運営協議会が開催される際などに助言を行っている。

富山行政評価事務所の調査において指摘のあった事案について、必要な措置が講じられたことを確認。